

Ⅶ子どものための障害福祉制度など

① 育成医療（自立支援医療）

- ◇ 身体に障害のある子どもが、生活していくために不可欠となる規定の医療を受ける場合、必要な医療費の給付を行います。

☆お問い合わせ・相談は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

② 特別児童扶養手当

- ◇ 20歳未満の身体又は精神（知的）に法令で定める一定以上の障害がある子どもを家庭で監護、養育している父母等に、子どもの福祉の増進を図ることを目的に、岡山県から手当が支給されます。（前年の所得が一定の額以上であるときには手当は支給されません。）

支給金額	1級	月額51,500円（平成29年4月から51,450円）
	2級	月額34,300円（平成29年4月から34,270円）
支給月	4月、8月、11月に、それぞれの前4か月分を支給します。	

☆お問い合わせ・申請・届出は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

③ 障害児福祉手当

- ◇ 20歳未満で身体又は精神（知的）に重度の障害があり日常生活で常時の介護を要する子どもに対し、特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。（前年の所得が一定の額以上であるときには手当は支給されません。）

支給金額	月額14,600円（平成29年4月から14,580円）
支給月	2月、5月、8月、11月に、それぞれの前3か月分を支給します。

☆お問い合わせ・申請・届出先は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

④ 高梁市心身障害児童年金

- ◇ 20歳未満の身体又は精神（知的）に条例で定める一定以上の障害がある子どもを監護、養育している父母等に、その子ども及び保護者を慰謝激励することを目的として、年金を支給します。（障害児福祉手当の支給を受けている子どもは、支給の対象となりません。）

支給金額 年額 73,500 円又は年額 36,800 円
支給月 4月

☆お問い合わせ・申請は 福祉課 障害福祉係 TEL 21-0284

⑤ 障害者手帳（身体・知的・精神）

- ◇身体障害者手帳… 身体に法令で定める一定以上の障害がある場合、身体障害者手帳を受けることができます。身体障害者手帳の申請には、医師が作成した規定の診断書、縦4センチ横3センチの顔写真（無帽で正面のもの）、印鑑及びマイナンバーが分かるものが必要です。

- ◇療育手帳 … 児童相談所（知的障害者更生相談所）で知的障害者であることの判定を受けた方は、療育手帳を受けることができます。療育手帳の申請には、縦4センチ横3センチの顔写真（無帽で正面のもの）、印鑑及びマイナンバーが分かるものが必要です。

- ◇精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）
… 法令で定める一定以上の精神障害がある場合、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）を受けることができます。精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）の申請には、医師が作成した規定の診断書、縦4センチ横3センチの顔写真（無帽で正面のもの）、印鑑及びマイナンバーが分かるものが必要です。

障害者手帳等を提示することで、公共交通機関や有料道路、公共施設などの割引を受けることができます。（割引の条件等は、それぞれの交通機関や公共施設等が定めているものですので、ご利用の交通機関や公共施設等に確認してください。）

☆お問い合わせ・申請は 福祉課 障害福祉係 TEL 21-0284
又は各地域局 協働推進係（TELは 41 ページ参照）

⑥ 障害福祉サービス

- ◇ 心身に一定の障害がある子どもは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた障害福祉サービスを受けることができます。サービスを受けるためには、申請手続きが必要です。（高梁市の子どもが利用できる主なもののみ掲載しています。）

サービス名	内 容	サービスを提供する 市内事業所 (H29.3.1 現在)
外出ガイドヘルプ事業	1人では動けない・出かけにくいことで外出が困難な障害のある子どもが地域での自立生活や社会参加のために外出時に必要となる支援を行うヘルパーが付き添います。	高梁市社会福祉協議会訪問介護事業所、在宅ケアサービスステーションなりわ
日中一時支援事業	障害のある子どもの介護者不在時に、一時的に預かり、活動の場を提供します。	そらのいろ、たかはし松風寮、松山ワークセンター、松山通園センター、望の丘ワークセンター、かわかみ療護園 つむぎ高梁、そらのいろ、くるーる
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーの派遣により、日常生活の介護や家事援助等を行います。	高梁市社会福祉協議会訪問介護事業所、備北介護センター「うらら」、訪問介護センターすずらん、在宅ケアサービスステーションなりわ
短期入所 (ショートステイ)	障害のある子どもの介護者が病気等で介護ができない時に、短期間施設で生活し介護等を行います。	たいようの丘短期入所事業所ひだまり、かわかみ療護園、たかはし松風寮
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに、日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	みずたま、松山通園センター つむぎ高梁、くるーる
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある未就学の子どもに、児童発達支援及び治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対して、授業終了後または夏休み等の休暇期間に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。	みずたま、松山通園センター つむぎ高梁、くるーる
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害のある子どもに対して、訪問により集団生活適応のための専門的な支援を行い、保育	みずたま、つむぎ高梁、くるーる

	所等の安定した利用を促進します。	
福祉型（医療型）障害児入所施設	障害のある子どもに、入所による保護、日常生活の指導や自活に必要な訓練等を行います。福祉サービスを行う「福祉型」とあわせて治療を行う「医療型」があります。	
障害者相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービスといった療育を受ける際にサービスの利用計画を作成したり、サービス提供事業所と調整を行ったり、利用状況の評価を行います。	児童相談支援センターさくら、たかはし地域生活支援センター

☆お問い合わせ・申請は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

⑦ 補装具費の支給

- ◇ 身体障害者手帳をもつ障害児が、将来、社会人として自活するための素地を育成助長することを目的として、医師の判定に応じ、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する法令で定められた基準の用具（義手・足、車いす、補聴器など）の費用の一部又は全部を支給します。（けがによる治療で用いる補装具は医療費になりますので、自己負担した額から健康保険負担分を除いた金額を、子ども医療費でお支払します。※参照9ページ）

☆お問い合わせ・申請は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

⑧ 日常生活用具の給付

- ◇ 一定の身体障害者手帳をもつ障害児（者）が、家庭での日常生活を容易にするため、日常生活用具（頭部保護帽、訓練いす、ネブライザー(吸入器)、視覚障害者用拡大読書器など）の費用の一部又は全部を給付します。（頭部保護帽は、療育手帳又は精神障害者福祉手帳をもつ障害児（者）も対象になります。）

☆お問い合わせ・申請先は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

⑨ 難聴児補聴器購入費等助成金の交付

◇ 岡山県身体障害者更生相談所が身体障害者手帳の対象とならないまでも必要と認める難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

☆お問い合わせ・申請は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

⑩ 心身障害者扶養共済制度

◇ 心身障害児（者）を扶養している保護者が、毎月一定額の掛け金を納めることにより、保護者が亡くなった場合などに障害児（者）に終身年金を支給する任意加入の制度です。

☆お問い合わせ・申請は 福祉課 障害福祉係 TEL21-0284

⑪ 視覚障害教育 びほく相談支援室

◇ 視覚障害のある高校生までの子とその保護者や、視覚障害児（者）に関わる関係機関の方を対象に、見ようとする意欲を育て、正しい認識による発達を促すための指導や、見えにくさに合った道具や工夫を共に考え、在籍校でのスムーズな学習を受けるための支援を行います。

日 時 毎月第1木曜日 午前9時30分から午後4時30分まで（変更の場合あり）

場 所 備北保健所（高梁市落合町近似286-1 備中県民局高梁地域事務所内）

予約制のため、電話などにより岡山盲学校に2日前までに必ずご連絡ください。なお受付時間は月曜日から金曜日までの9時から午後5時までです。

☆お問い合わせ・申込は 岡山盲学校 支援課 TEL086-272-3165